

食安輸発0510第3号
平成25年5月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産おぐらのイソプロチオラン、中国産イシモチのエンロフロキサシン、インド産発酵茶のプロパルギット、モノクロトホス、ドイツ産西洋わさびのジフェノコナゾール及び中国産ばれいしょのハロキシホップ)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正：平成25年5月9日付け食安輸発0509第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮おぐら及び中国産生鮮イシモチにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、下記の項目に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からインド産発酵茶のプロパルギット及びモノクロトホスの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からドイツ産西洋わさびのジフェノコナゾールの項を削除し、同通知の別表第3から中国産ばれいしょのハロキシホップの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年5月10日	タイ	おぐら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(イソプロチオラン)	TANIYAMA SIAM CO., LTD.
平成25年5月10日	中国	イシモチ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	エンロフロキサシン	DONGTAI GUANGYA AQUATIC PRODUCTS CO., LTD